令和４年度　国民健康保険税改定のお知らせ

問保険年金課国保係☎042-497-2048

改定の趣旨

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者が国民健康保険税（国保税）を出し合いお互いを助け合う制度です。近年は、加入者の減少などにより税収が下がる一方で医療費は増加しており、このままでは将来的な制度維持・運営に支障が出ることが予想されます。このような状況のもと、当市では平成30年度以降税率改定を行わず、一般会計から多額の赤字繰り入れをする状況が続いていました。このことから、清瀬市の国民健康保険財政の健全化に向け、計画に基づき、令和4年度国保税の税率等改定を行うこととなりました。国民健康保険の円滑な運営のため、皆さまのご理解をお願いします。

改定の内容

①税率・税額

改定後の各項目の税率、税額は下表のとおりです。なお、昨今の情勢を考慮し、均等割額※は変更していないため、所得が43万円以下の方の税額に影響は生じません。

区分（課税対象者）	医療給付分（すべての国保加入者）	後期高齢者支援分（すべての国保加入者）	介護納付金分（40歳～64歳の加入者）
所得割額	5.12パーセント⇒**5.48パーセント**（0.36パーセント増）	1.81パーセント⇒**1.87パーセント**（0.06パーセント増）	1.90パーセント（変更なし）
均等割額※	28,000円（変更なし）	10,000円（変更なし）	13,000円（変更なし）

※均等割額…加入者1人あたりの税額。加入者全員に負担していただくものです。

②課税限度額の改定

1世帯あたりの課税限度額の上限が変更になります。

区分	医療給付分	後期高齢者支援分	介護納付金分
課税限度額	63万円⇒65万円（2万円増）	19万円⇒20万円（1万円増）	17万円（変更なし）

③未就学児分の均等割軽減の創設

子育て世帯の負担軽減を図るため、令和4年度から未就学児（小学校入学前の子ども）にかかる均等割額を2分の1軽減します。

これは、従来から行っている「所得が少ない世帯に対する均等割軽減（法定軽減）」に加えて、法定軽減後の未就学児の均等割額をさらに5割軽減するものです。未就学児については、法定軽減に該当しない世帯も対象となります。**この軽減のための手続きは必要ありません。**

軽減後の未就学児の均等割額は世帯の軽減割合によって異なります。詳しくは、下表をご参照ください。

世帯の均等割軽減	均等割額（法定軽減後）	未就学児の均等割額（減額後）	未就学児の実質軽減割合
7割軽減	11,400円	→ **5,700円**	8.5割軽減
5割軽減	19,000円	→ **9,500円**	7.5割軽減
2割軽減	30,400円	→ **15,200円**	6割軽減
なし	38,000円	→ **19,000円**	5割軽減

※12か月分の国民健康保険税の金額です。

④子どもの均等割減免について（市独自の軽減）

平成30年度から令和4年度までの措置として、市で行っている子どもの均等割軽減は③の未就学児軽減制度の創設に伴い、対象者が下記のとおり変更となります。その他の要件※に変更はありません。**減免には申請が必要です。対象世帯へは8月下旬以降、個別に通知を送付します。**

※その他の要件…世帯主及び加入者の前年の総所得額等が300万円以下で、未申告者がいないなど。

【均等割軽減対象者】（変更前）18歳未満の子どもが2人以上いる世帯の第2子目以降⇒**（変更後）小学生以上、18歳未満の子ども全員**

募集

令和４年度
会計年度任用職員（専門職）を募集

区分	受験資格	人数
学童クラブ指導員	保育士の資格または教員免許を有する方、もしくは2年以上児童福祉事業に従事（常勤職員に準じた職務）した経験のある方	若干名

【募集要項】5月10日㈫までの平日午前8時30分～午後5時に職員課で配布（市ホームページからもダウンロード可）申問5月10日（必着）までに所定の用紙に必要事項を記入し、資格を証明するものの写しを添えて直接窓口または郵送で職員課職員係☎042-497-1843へ

令和4年度第1回全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達試験を実施

大規模災害などの発生時に国からの緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム（Jアラート）を使用した情報伝達試験が、全国一斉に行われます。市内でもすべての防災行政無線を起動し、試験放送を行いますので、ご了承ください。

【実施日時】5月18日㈬午前11時

◆試験放送の内容

（上りチャイム音）「これはJアラートのテストです（3回繰り返し）。こちらは防災清瀬です。」（下りチャイム音）

問防災防犯課防災防犯係☎042-497-1847

新型コロナウイルス感染症対策事業「よろず相談会」を開催します！

清瀬商工会と連携し、コロナ禍の影響を受けている市内の中小・小規模事業者を支援するために、専門家による各種助成事業の申請などの相談に中小企業診断士や社会保険労務士などが対応する、「よろず相談会」を開催します。

前日午前中までの予約制ですので、必ず事前に電話で申込みください。

日令和5年3月7日までの毎週火曜日午前9時～正午（年末年始、祝日を除く）

場清瀬商工会館（松山二丁目）

費無料

【相談できる内容】雇用調整助成金、事業復活支援金、事業再構築補助金などの新型コロナウイルス感染症に関連する各種施策の申請や、新しい生活様式に対応した新たな事業計画の策定、経営相談や創業相談など幅広く対応します

申問電話で清瀬商工会☎042-491-6648へ

中清戸オレンジハウス
～チームオレンジ清瀬活動拠点～

認知症当事者の方、地域のご高齢の方、認知症に関心のある方どなたでもご参加いただけます。チームオレンジ※清瀬のメンバーと一緒に楽しくお話ししましょう。ぜひお気軽にご参加ください。

※チームオレンジとは…認知症サポーターステップアップ講座を受講したボランティアのこと。

対認知症に関心のある方

【開場時間】5月12日㈭・19日㈭・26日㈭午前10時～午後3時（お好きな時間帯にお越しください）

場中清戸1-585-7（障害者福祉センター横、右図参照）

費200円（税込み、コーヒー・お茶などに茶菓子付き）

直問介護保険課地域包括ケア係☎042-497-2082

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止する場合もあります。

介護福祉しごとフェア
in 清瀬＆東久留米

ハローワーク三鷹、清瀬市、東久留米市の共同主催で「介護福祉しごとフェアin清瀬&東久留米」を開催します。事前の書類選考が無いので、直接自分をアピールできる絶好のチャンスです。また、資格や経験がなくても応募できる職種もありますので、ふるってご応募ください！ **完全予約制**のため、参加希望の場合は、必ず事前に電話でお申込みください。

日5月20日㈮面接対策セミナー＝午前10時～正午、就職面接会＝午後1時30分～4時場アミューホール内**面接対策セミナー…**面接の意義、重要性について講義形式によるセミナーです。

就職面接会…清瀬市、東久留米市周辺を就業場所とする介護福祉系5事業所と参加求職者が一堂に会し、事業所ブースごとに個別相談・面接を行います。

申問電話でハローワーク三鷹職業相談第一部門☎0422-47-8617（平日午前8時30分～午後5時15分）

※当日はマスクを着用し、37.5度以上の熱がある場合は参加をお控えください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により予告なく中止となることがあります。